

個別労働紛争と裁判所

明治前期の「雇人」を中心に

林 真 貴 子

はじめに

明治前期の労働紛争を扱った歴史研究は数多く存するが、個別労働紛争解決のための裁判所利用の態様に注目した研究は意外なほど少ない。そのような状況を前提として、本稿は明治前期の個別労働紛争の解決における裁判所の役割を検討するものである。

本稿で対象とする明治前期（1870年代～1880年代）と、その後の1890年代～1900年代における労働者と使用者との関係について、矢野達雄『近代日本の労働法と国家』⁽¹⁾とアンドルー・ゴードン『日本労使関係史：1853-2010』⁽²⁾とで得られた知見を踏まえて整理すると、次のようになる。1880年代に使用者側は、1870年代までの間接的労働者管理体制 すなわち親方職工関係、飯場・納屋制度 の弱体化のために、労働者掌握

(1) 矢野達雄『近代日本の労働法と国家』(成文堂、1993年)。同書は1926(大正15)年の労働争議調停法の導入過程とその実施過程とを明らかにした、類書のない貴重な研究である。しかし同書でも、近代的な裁判制度の成立期である明治前期において、裁判所がどのように労働紛争を扱ったのかは明らかにされていない。

(2) アンドルー・ゴードン(二村一夫訳)『日本労使関係史：1853-2010』(岩波書店、2012年)。

ができなくなっていた。そこで使用者は、国家権力による取締りを通じて労働者を定着させようとして法規制を求めたものの奏功せず、包括的な立法に至らなかった⁽³⁾。しかし、1890年代に入ると、資本制生産機構の整備と資本による労働過程の掌握とが進行し、労働者の管理体制は、従前の間接的な方式から直接的な方式へと転換していった。その結果、1900年前後には軽工業を中心におよそ45万人の工場労働者が存在するようになり（重工業はその6%を占めるに過ぎないが）、集团的労働紛争も起きるようになっていく⁽⁴⁾。実体法上では、1900年以降は民法典が施行されたことにより、労使関係は契約によって形成されるということが明確になるとともに、1900年にはストライキ等の労働運動の取締りをも企図した法制定も行われた⁽⁵⁾。

本稿は以上の理解を前提としながら、まず、19世紀後半における裁判上の労働紛争解決制度とその稼働状況を概観した上で（1）、続いて、特に1870年代後半から1890年代前半における個別労働紛争に関わる裁判所利用に着目し、具体的な事例の検討を通じてその特徴を考察し、そうした裁判所利用が当時の労働関係のあり方に及ぼした影響を探ることを試みる（2）。その際には、江戸時代後半から存在していた賃労働が明治⁽⁷⁾

(3) 矢野達雄前掲『近代日本の労働法と国家』27-48頁。

(4) アンドルー・ゴードン前掲『日本労使関係史：1853-2010』19頁。

(5) 牧英正『雇用の歴史』（弘文堂、1977年）269頁以下にあるように、「雇傭契約・習業契約を債権法上の契約として封建的奉公契約における主従的隷属性を排除」した。野原香織「ボワソナードの雇傭契約論 労働者保護に注目して（上）（下）」（『明治大学大学院法学研究論集』39号、40号（2013年））は、雇傭契約・習業契約について旧民法と明治民法における異同を論じたうえで、ボワソナードが「雇傭契約」の期間を出来る限り短期に設定するなど、明治民法と比較すると労働者保護的機能を有する条文を旧民法に規定していたことを明らかにした。

(6) 治安警察法（明治33年法律第36号）第17条。矢野達雄前掲『近代日本の労働法と国家』87-90頁。

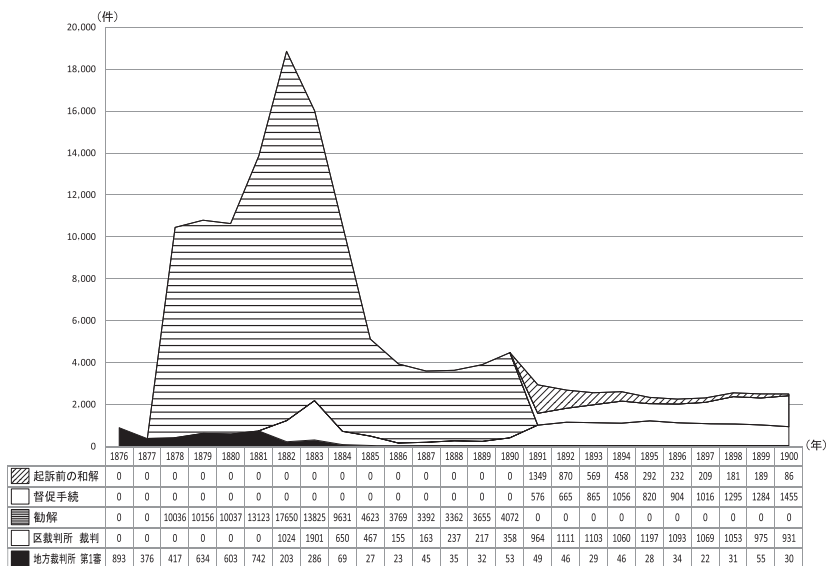
(7) この時期の日本では資本制的生産は未発達であり、したがって本稿は工場労働者と使用者との関係をめぐる個別労働紛争を扱うものではない。東

初期の解放政策の中で如何に変容していったのか、そしてその変容過程に裁判所はどのように関与したのか、に焦点があわせられることになる。

1 19世紀後半の裁判上の労働紛争処理制度とその稼働状況

まず、明治前期の日本における司法制度について、特に労働紛争の解決の仕組みに重点を置いて、概観しよう。日本においては長らく、労使間の紛争を専門に取り扱う裁判所・審判所は設置されてこなかった。⁽⁸⁾ 明

【図表1】 労働紛争にみる裁判所利用状況：1876 - 1900



条由紀彦『近代・労働・市民社会 近代日本の歴史認識1』（ミネルヴァ書房、2005年）、古島敏雄「明治10年代における賃労働の存在形態と性格」（『一橋論叢』49巻2号（1963））参照。

(8) 裁判所における労働審判手続が設けられたのは、2006年4月1日のことである。なお、1926年の労働争議調停法（大正15年法律第57号）では労働争議が起きた場合に「行政官庁」が調停委員会を開くことができる（第1条）となっており、これは常設の司法機関による手続ではない。さらに実際に調停委員会が開かれたのは20年間で6回だけであった（矢野達雄掲『近代日本の労働法と国家』197頁、20頁）。

治時代には、個別労働紛争は通常民事事件として地方裁判所と治安裁判所 (1890年以降は区裁判所と称する) において処理されていた。しかしそれは、個別労働紛争が判決手続での処理に委ねられたということを直ちに意味するわけではない。1875年から1890年までは裁判所における判決手続以外の紛争処理制度として、勸解 (調停) が存在し⁽⁹⁾、さらに1891年に勸解手続が廃止された後には、起訴前の和解および督促手続において労使間の紛争を取り扱っていたからである。

個別労働紛争をめぐる裁判所利用 判決手続および判決手続以外の制度の利用 の状況には、どのような特徴があったのであろうか。それぞれの手続の件数を示した【図表1】からは次のような事柄が読み取れる。

第一に、労働紛争における勸解の利用率が高いことに直ちに気がつく⁽¹⁰⁾。第二に、地方裁判所での判決手続はあまり利用されず、特に1882 (明治15) 年に治安裁判所 (区裁判所) が新設されて以降は治安裁判所に訴えが提起されるようになっていく。第三に、勸解手続廃止後はその他の手続 (区裁判所での判決手続・督促手続・起訴前の和解の手続) の利用が急増し、労働紛争は主にこれらの手続によって解決が図られることになっ

(9) 勸解手続については、山崎佐『日本調停制度の歴史』(日本調停協会連合会, 1957年), 江藤价泰「調停制度の機能と歴史」(野村平爾ほか『日本の裁判 (戒能通孝博士還暦記念論文集)』日本評論社, 1968年), 染野義信『近代的転換における裁判制度』(勁章書房, 1988年), 勝田有恒「紛争処理法制継受の一面面 勸解制度が意味するもの」(『国際比較法制研究』1巻, ミネルヴァ書房, 1990年), 丹羽邦男「明治政府勸解制度の経済史上の役割」(『神奈川大学商経論叢』30巻1号, 1994年), 林真貴子「勸解制度消滅の経緯とその論理」(『阪大法学』46巻1号, 1996年), 同「紛争解決制度形成過程における勸解前置の役割」(『阪大法学』46巻6号, 1997年), 同「明治期日本・勸解制度にあらわれた紛争解決の特徴」(川口由彦編著『調停の近代』勁草書房, 2011年)などを参照。

(10) ただし当時は他の紛争類型においても勸解の利用率は高かったのであって、労働紛争に固有の特徴を示すものではない。

ている。⁽¹¹⁾ 第四に、それらの手続のうち特に起訴前の和解は徐々に利用されなくなってきたており、労働紛争解決の主たる法的手続は区裁判所における判決手続と督促手続とに収斂している。

このような裁判所手続の利用状況に鑑みると、明治前期の労働紛争の解決においては勸解が その制度の存置されていた時期には 重要な働きをしていたことは明らかであり、また、勸解廃止後には、区裁判所の判決手続と並んで督促手続が盛んに利用されていた、といえる。これらから、労働紛争の解決の特徴の一つとして、裁判外の手続が強く選好されていた⁽¹²⁾⁽¹³⁾ ということを挙げられるだろう。

次に、より具体的に、【図表1】で「労働紛争」として新受件数を計上した紛争の内実をみてみよう。【図表2】は、民事事件の中から労働紛争とみなしうる訴訟種類の内訳を、さらに裁判所手続ごとに整理したものである。⁽¹⁴⁾

(11) 1890年に制定された裁判所構成法(明治23年法律第6号)では、「雇主ト雇人トノ間に雇期限1年以下ノ契約ニ関リ起リタル訴訟」は区裁判所の管轄事項となった(第14条)。

(12) なお、1900年以降も労働紛争の解決のために督促手続が多く利用されていた。

(13) 本稿では詳しく触れないが、【図表2】からもわかるように、上訴率の低さもこの時期の労働紛争の特徴であると思われる。

(14) 本文で述べたとおり、日本では近年に至るまで労働紛争を専門に扱う裁判所・手続は置かれてこなかったため、【図表1】は筆者が司法省民事統計年報(以下、司法統計)を手がかりに、以下のように作成した。

明治期から昭和戦前期までの司法統計は、民事訴訟事件をその内容に即して、{人事}・{土地}・{建物船舶}・{米穀}・{金銭}・{物品}・{証券}・{雑事}という8つの訴訟種類に分類する。この8項目にはそれぞれの下位に、さらに細かい小項目(訴訟名)があり、この訴訟名に着目することで、労働関係紛争の訴訟件数を見つけることができる。1875年(最初の司法統計が編纂された年)から1888年までは{人事}の訴訟種類の中に「雇人」「雇人取戻」「雇人違約」「弟子取戻」等の訴訟名があり、これらの新受件数を合算して「雇人」とした(なお、「雇人」に関わる紛争は1889年からは{雑事}に分類された)。さらに、訴訟種類{金銭}の中には「雇賃」「給金」という

【図表2】労働紛争にみる裁判所利用状況：1876 - 1900

重額・手続	訴訟名	1876	1877	1878	1879	1880	1881	1882	1883	1884	1885	1886	1887	1888	1889	1890	1891	1892	1893	1894	1895	1896	1897	1898	1899	1900
動解	雇員	—	—	5,628	5,645	5,431	6,981	10,852	9,783	3,917	1,999	1,219	1,536	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	手続(金)	—	—	2,341	2,512	2,504	3,264	3,262	3,282	2,105	1,297	1,324	1,326	1,320	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	訴訟(金)	—	—	2,172	3,049	4,243	5,661	11,072	8,911	3,919	1,591	1,056	3,005	4,056	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
起訴前の和解	雇員	—	—	1,132	1,024	1,418	1,624	1,458	2,313	834	624	210	359	410	439	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	手続(金)	—	—	518	686	625	1,161	1,119	1,312	420	230	586	592	429	352	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	訴訟(金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
暫定手続	雇員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	手続(金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	訴訟(金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
区域裁判所(第1種)	雇員	—	—	—	—	—	553	1231	210	364	56	99	74	60	130	237	266	240	299	334	187	310	305	289	232	206
	手続(金)	—	—	—	—	—	296	337	200	48	63	28	57	92	155	470	563	598	501	615	689	637	489	458	461	206
	訴訟(金)	—	—	—	—	—	90	103	72	22	13	26	57	48	72	185	200	206	200	183	205	171	221	203	209	219
地方裁判所第1種	雇員	453	462	297	285	285	328	61	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	手続(金)	22	14	18	32	22	32	7	18	2	4	1	1	4	5	3	1	4	7	2	1	0	1	1	1	1
	訴訟(金)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方裁判所第2種	雇員	213	45	30	62	75	82	83	73	17	2	0	3	3	7	15	9	16	9	21	13	8	7	6	2	2
	手続(金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	訴訟(金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
控訴院上告審	雇員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	手続(金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	訴訟(金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大審院(上告審)	雇員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	手続(金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	訴訟(金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1887年の動解件数10,852件の結果は、5,834件で雇、2,933件で調い下り、不調は1,449件、控訴院の上告の1886年には「報酬金」5件、「賃と金」1件の訴訟件数があり、それらの訴訟名は同年から1900年までほぼ毎年存在しているが、件数が少ないため計上していない。控訴院の1876年～1880年までの訴訟件数は功徳と控訴審を合算している。控訴院の1881年「雇」の件数を併用した。大審院の1881年・1882年の「雇」は「雇入訴訟」の件数を採用した。

【図表1】はこれらの訴訟名「雇人」「雇賃」「給金(給料)」「手間代金」「旅費日当金」の新受件数合計を算出して、第一審手続を中心に作成した⁽¹⁵⁾。【図表2】は、どのような訴訟名の訴訟がどの段階の手続に何件ぐらいあったのかをさらに詳しく示した。「雇人」という訴訟名は、「雇人取戻」や「雇人違約」などの訴訟名を含み、主に使用者側から提起されたものであり、使用者が労働者の職場復帰強制を求めたものである。これに対して、「雇賃」や「給金(給料)」「手間代金」「旅費日当金」という訴訟名は、労働者側からの賃金支払請求が主である⁽¹⁶⁾。ただし、本表には「報酬金」「賞与金」は計上しなかった。「報酬金」「賞与金」は1896年以降に見られる訴訟名であり、かつ当該期間にはその件数も少なかったためである。

【図表2】から次のようにいうことができるだろう。すなわち、労働紛争をめぐる裁判所利用の一つの態様として、1870年代後半から、使用

訴訟名があり、これらの分類にかかる新受件数を整理した。

以上の数値は、林屋礼二＝菅原郁夫＝林真貴子編著『統計から見た明治期の民事裁判』(信山社、2005年)、林屋礼二＝菅原郁夫＝林真貴子＝田中亜紀子編著『統計から見た大正・昭和戦前期の民事裁判』(慈学社、2011年)から採録している(ただし、地方裁判所第一審の「雇人」等に関する新受件数は、事件数が非常に少なく林屋礼二ほか前掲『統計から見た明治期の民事裁判』には掲載されていないので、当該年の司法統計から数値を採録した)。

- (15) 「雇賃」「給金(給料)」などある程度継続的な雇用関係を前提としているであろう訴訟名と「手間代金」「旅費日当金」などのように一回限りの契約関係をも含むような訴訟名とを合算することには異論もあるであろう。【図表1】のグラフから「手間代金」「旅費日当金」を引いたグラフもその形態には殆ど差がなかったため、上述のように作成した。
- (16) 牧英正前掲『雇用の歴史』265頁によれば、「江戸時代には、奉公人の給金支払請求訴訟は受理されなかった」が、1873(明治6)年3月の司法省達および同年11月の出訴期限規則には賃金支払請求訴訟についての規定がおかれた。司法統計からは1876年以降の訴訟名しか明らかにならないが、判決原本と対照すると「雇賃」「給金」訴訟の多くは、労働者から雇主に對する賃金支払請求訴訟であることがわかる。

者側が、雇人の取戻しすなわち職場復帰の強制のために積極的に裁判所に訴え出ているのである。それに関連して、「雇人取戻」の事件は裁判ばかりでなく勧解についても件数が多いことにも注目したい。他方、それとは別の態様の裁判所利用として、労働者からの手続開始というのも見い出される。すなわち、労働者は同時期に裁判所において「雇賃」「給金（給料）」等の支払いを求める勧解申立て・訴訟提起を積極的に行っているのである。特に「雇賃」をめぐる紛争については、1882年の勧解申立てが1万件を超えるなど、その事件数の多さが目立つ⁽¹⁷⁾。しかし、地方裁判所への訴訟提起は、1882年から区裁判所において裁判が行われるようになると減少し、1884年に民事訴訟用印紙規則が改正されて訴訟費用が増額されると、さらに激減する⁽¹⁸⁾。すなわち、未払い賃金請求における裁判所利用は、1882年をピークとして減少していくのである。さらに、使用者・労働者いずれについても、1885年前後からは訴訟提起が激減し、また、勧解申立ても減少して、それらが相俟って、労働紛争の解決のための裁判所利用は不活発になっていったのである⁽¹⁹⁾。

(17) なお、例えば1882年の「雇賃」の勧解申立て件数10,693件の結果（終局）は、「調」が5,834件、「願い下げ」が2,993件で、「不調」は1,449件であり、勧解申立て後に8割以上が解決していることがわかる。

(18) 『元老院會議筆記 後期第19巻』（元老院會議筆記刊行会、1975年）15-64頁および福島正夫「日本資本主義の発達と人の自由と権利」（『福島正夫著作集第1巻』勁草書房、1993年）338-343頁をみると、「民事訴訟用印紙規則」（明治17年太政官第5号布告）の制定過程では、訴訟額に応じて必要な印紙を貼用して訴訟を提起しなければならないようにすれば、「濫訴健訟ノ風習」を無くし、且つ司法省の費用の不足を補うこともできるとして、元老院議員たちは「民事訴訟用印紙規則」の制定に賛成している。なお、「民事訴訟用印紙規則」の訴訟抑制機能については、岩谷十郎「沈黙の法文化 近代日本における法のカタチ」（『法学研究（慶應大学）』82巻1号、2009年）135頁に反論がある。

(19) 1885年以降に賃金支払請求訴訟件数は減少したものの、1890年代には上諏訪区裁判所等では「雇用契約書に賃金率が明記されている場合には、原告労働者の請求が認められていた」ということと「労働者本人名の賃金領

次節では、具体的な事例として、裁判所は「雇人」を巡る訴訟 その多くは使用者側から職場復帰（就業）を訴えるものである をどの ように扱ったのかを検討したい。

2 判決からみる個別労働紛争「雇人」の内容

本節では、1875年から1890年における下級審の民事判決原本を検討し、より具体的には「雇人」⁽²¹⁾というキーワードから抽出した判決をもとに、当時の労働関連事件の内容を明らかにしたい。「雇人」に属する事件の内容は多様である。詳しくみてみよう。

【図表3】は「雇人」に関する訴訟を、その内容から6つの類型に分類したものである。第一に、雇人取戻とは、被雇用者が契約期間満了前に実家等へ戻ってしまった場合に、その帰還（職場復帰）を求めた訴訟

収書が提出されない場合には賃金未払いとみなす裁判例の定着」とが明らかにされている（中林真幸『近代資本主義の組織 製糸業の発展における取引の統治と生産の構造』（東京大学出版会、2003年）252-255頁）。本稿が対象とする1870～1890年までの期間はとりわけ賃金支払請求訴訟の多い期間であり、その内容の分析は今後の課題としたい。

(20) 以下の下級審判決分析はすべて、国際日本文化研究センター所蔵データベース「民事判決原本」を使用した (<http://db.nichibun.ac.jp/ja/category/minji.html>)。事件名の欄に「雇人」というキーワードを用いて抽出される事件数は206件であるが、同一事件の第一審と控訴審とで別々の判決としてカウントされていたり、和解調書などの雑文書が一件としてカウントされていたりなど重複もある。これらの重複分と軽微な刑事事件4件を除くと、「雇人」という事件名の判決は186件となった。なお、【図表4】では刑事事件4件と和解調書・雑文書等3件分を合わせて193件とした。

(21) 服藤弘司「明治前期の雇傭法」（『金沢大学法文学部論集法経編』通号8号（1960））14-16頁は、「雇人」とは1870年頃から法令等に使われた名称であり、期間の長短を問わず労働者を指していた。しかし、1873年12月（司法省布達190号）からは「雇人」とは戸籍に届出のある雇用労働者としたが、1876年になると、戸籍届済の有無にかかわらず、1カ月以上の期限を定めて雇用する者となったことを明らかにした。なお、1872年の太政官295号布告によって、「平常の奉公人は一カ年」との定めができ、7年までの年季を認める弟子奉公との間に差異が設けられている。

である。第二に、拐帯金(横領)賠償とは、被雇用者が金銭や取引品等を持ち逃げしたり売り飛ばしたりした場合に、その損害の賠償を求めた訴訟である。拐帯金は引負金ともいう。第三に、雇人前貸金返還とは、被雇用者に前貸金として予め給金を支払っていたにもかかわらず、その被雇用者が契約期間満了前に辞めてしまい、前貸金分の労働をしていない場合に返還を求めた訴訟である。第四に、弟子養料訴訟とは、技術・職業の伝習を目的として住み込みで修行する弟子奉公において、年季中途で逃げ帰ってしまったような場合に、雇主がそれまでに費やした弟子の食費等の世話代金を請求する訴訟である。第五に、その他とは、軽微な刑事事件や訴訟内容が詳細には明らかとならなかった欠席判決等である。被告の属性は被雇用者となっている。第六に、賃金支払請求は、被雇用者(雇人)から雇主に対して賃金支払請求を行った訴訟であり、通常は「雇賃」や「給金」等の類型になる訴訟である(「雇人」の件数の中にも一定数は含まれていたため、合計数のみを表示した)。以下では、その他と賃金支払請求については除外し、上記四つの類型について考え

【図表3】「雇人」事件の内容と被告の属性

被告の属性(雇人との関係) 「雇人」の訴訟種類	被告の属性(雇人との関係)										新雇主	不明	合計
	雇男(本人)	雇女(本人)	雇男の父	雇女の父	雇人の母	雇人の夫/妻	雇人の兄妹	雇人の親族	請人/請宿/引受人	紹介人/口入			
雇人取戻	18	2	6	6		3	4	6	3		1	6	55
拐帯金(横領)賠償			1						6	1		3	11
雇人前貸金返還	23	4	9	10	1		5	2	13	4		30	101
弟子養育料請求			2	1								1	4
その他									3	1		4	8
賃金支払請求													17
合計	41	6	18	17	1	3	9	8	25	6	1	44	196

(注)

本図表は、【図表4】より作成した。ただし、本図表では被告が複数である場合には別々に計上した。

「雇人取戻」の「請人/請宿」には引受人(2人)と保証人(1人)の件数を採用した。

「雇人取戻」の「雇人の夫/妻」の内訳は夫(1人)、妻(2人)である。

「雇人前貸金返還」の「請人/請宿」の件数には連帯保証人(2人)を含めている。

「雇人前貸金返還」の「雇人の兄妹」の件数は兄(4人)、妹(1人)である。

「賃金支払請求」は雇人(労働者)が使用者を訴えるものであり、合計17件の内訳は雇人が雇主を訴えたもの9件、雇人の兄が雇主を訴えたもの2件、親族が雇主を訴えた者1件、請人が雇主を訴えたもの2件、不明3件となっている。

(22) 第六の類型のうち、「雇賃」をめぐる紛争はほぼ例外なく未払い賃金請求である。他方、「給金」とされた事件は賃金支払請求であることが多いものの、前貸給金に対する返還請求も一定数含まれている。

たい。

「雇人」の四つの類型の訴訟に共通してみられる特徴は、まず、原告が雇主の場合に、被告は必ずしも被雇用者本人（【図表3】では雇男、雇女と表記している）と限定されていないという点に見出される。たとえば雇人取戻の訴訟では、その被告は もちろん被雇用者本人である場合が多いけれども、そればかりでなく 被雇用者の親（父親）である場合もあることがわかる。これに対して、雇人前貸金返還請求訴訟では、被雇用者本人とその親に加えて、請宿・請人も被告となる場合がある⁽²³⁾。他方、⁽²⁴⁾ 拐帯金賠償請求訴訟では請宿・請人が被告となる場合が多く、⁽²⁵⁾ 被雇用者本人やその親・親族が被告となることはむしろほとんどない。なお、被告・原告いずれについても、「代人」が立っている場合が散見されるが、それは職業的な代人や免許代言人ではなくて、当事者の家族・

(23) 西村信雄『身元保証の研究』（有斐閣、1965年）62頁以下は、「明治8年11月18日東京府達第49号「男女雇人請宿渡世規則」に「請宿之儀八雇人身元相糺慥成下請人取之缺落人或八無籍之者等決テ世話致ス間敷事」とあり、1891（明治24）年6月27日警察令第11号「雇人口入営業取締規則」まで請宿 下請人制度が採られていた（64頁注（15））ことを明らかにしている。1920年代においても請宿類似の制度が残存している点について、東京市社会局『紹介営業に関する調査』（1920年）、豊原又男『労働紹介』（丁未出版社、1920年）等参照。

(24) 西村信雄前掲『身元保証の研究』65頁以下。

(25) 服藤弘司前掲「明治前期の雇傭法」69頁によれば、これは江戸時代以来の慣行により、被雇用者の行為により雇主に損害を与えた場合には、被雇用者が賠償の責めに任ずるのではなく、その請人が賠償責任を負っていたためである。刑事事件となった場合については、藤田正「明治前期における「雇人」の盗罪 旧刑法制定まで」（『早稲田法学』57巻3号（1982年））および藤田正「明治初期刑法における「雇人」の位置」（『学園論集（北海学園大学）』46号（1983年））を参照。なお、江戸時代の奉公については、牧英正『近世日本の人身売買の系譜』（創文社、1970年）、吉田正志「近世雇傭法の構造とその史的展開過程序説（1）（2）」（『法学（東北大学）』41巻1号、41巻2号（1977年））、大竹秀男『近世雇傭関係史論』（有斐閣、1983年）、吉田正志「江戸時代の奉公人調達・斡旋に係わる事業・業者の諸類型試論」（『立命館法学』333=334号（2010年））等を参照。

親族 それも、男性だけではなく、妻や娘など女性も含めた家族・親族⁽²⁶⁾であるケースが目立つ点ももう一つの特徴である。

さらに、雇人取戻の訴訟において、被雇用者を取り戻して働かせたいという原告（雇主＝使用者）の職場復帰就業請求の訴えは、裁判所において認められていない場合が半数近くあった（【図表4】参照）ということが重要な特徴として挙げられる。この時期の裁判所は、雇主が被雇用者に対して就業を強制する手段の一つになっていたとまではいえず、むしろ請求が棄却された場合に被雇用者は職場復帰から免れることができたのである。このような裁判所の対応は当時の労働関連訴訟の重要な特徴とみなしうる点であり、いくつかの判決理由からその詳細を紹介したい。

まず、東京地方裁判所1881年第02319号「年季雇人取戻ノ訴訟」⁽²⁷⁾をみてみよう。この事件では、原告は、被告の三男である熊次郎を年季七カ年の約束で雇弟子にしたが、熊次郎は「性質剛性」で命令に従わなかったという。そこで、これを矯正するために「折々打擲」をしながら召し使っていたところ、1881年4月中に突然実家へ戻ってしまったため、被告に対しての熊次郎の取戻し（原告宅への帰還と就業）を請求したというものである。本件訴訟に証人として出廷した熊次郎は、原告に数々打擲をされた取り扱いに遇し今や立ち戻りがたい旨を申し立てている。裁判所は判決において「熊次郎カ原告ノ許ヲ去リシハ全ク其苛酷ノ使制ヲ受ケシニ出タルモノナルヲ以テ今更之ヲ取戻スト雖情状折会ハサルモノ

(26) 【図表4】には被告の代理人のみを示した。同時期の職業的代人については、橋本誠一「大審院法廷における代言人・代人 1875年～1880年」(『静岡大学法政研究』14巻3＝4号(2010年))、三阪佳弘「明治前期民事判決原本にあらわれた代人 1877～90年の京滋阪地域の代人の事例」(『阪大法学』63巻3＝4号(2013年))等参照。なお、【図表4】の被告属性については、被告が欠席した場合等には空欄とした。

(27) 簿冊番号 - 内番号 (以下、判決コードと表記する) 10100035-0173, 明治14 (1881) 年11月7日判決。

ト認定ス因テ原告請求不相立」として原告の請求を棄却、訴訟費用も原告負担とした。⁽²⁸⁾

つづいて前橋地方裁判所1890年民第00171号「雇人取戻ノ訴訟」⁽²⁹⁾。この事件でも、同様の理由から請求は棄却されている。本件では被雇用者本人とその父親とが被告となっているが、それら被告の答弁によれば、被告(被雇用者本人)は原告(雇主)の殴打により家出したので原告の請求に応じ難い、という。それに対し判決は「本案原告ノ請求ハ被告ノ身体ニ対シ拘束ノ方法ヲ加フルニアラサレハ其目的ヲ達スルヲ得サルモノナルヲ以テ原告ノ請求ヲ相当ト認ムルヲ得ス何トナレハ人ノ身体ヲ拘束スルハ自由ノ大原則ニ背戻スレバナリ」と明言した。

このように「人身の自由」を理由として原告の請求を棄却した例は、岐阜地方裁判所1888年始第00076号「年季雇人引戻ノ訴訟」⁽³⁰⁾にもみられる。同事件の判決は「凡ソ奴婢ヲ雇入ル如キ其本人ノ意ニ適セサルトキハ之ヲ強クシテ得サルモノトス如何トナレハ人身ノ自由ヲ妨クルハ法ノ許サザル所ナレハナリ今原告ニ於テ山田タケカ傭年限中立去リタリトモ之ヲ引戻シ強テ雇入ルコトヲ得サルハ理會シ得ル所ナルヘシ」と述べている。同じく名古屋地方裁判所1882年第00655号「雇人立戻リ請求ノ詞訟」⁽³¹⁾も、「抑モ契約上人ノ身体ニ関シ或コトヲ為スヘキノ義務権利者強テ其義務ヲ履行セシメント要求スルモ法律ハ之レヲ保護セサルナリ何トナレハ若シ強テ之レヲ履行セシメント欲スレハ人ノ自由ヲ害シ強迫暴

(28) ただし、弟子修行であることが明白な場合には相当過酷な扱いが露見しても、雇人取戻が認められている事例もある。大工職伝習のために弟子入りした被告の長男は雇主の度重なる殴打によって聾者になったと主張したが、証拠がないとして認められず、修行の身であるので雇主のもとへ戻れとする判決も出ている(判決コード10100035-0440, 明治14(1881)年11月28日判決)。

(29) 判決コード10700022-0121, 明治23(1890)年10月15日判決。

(30) 判決コード30300028-0075, 明治21(1888)年6月30日判決。

(31) 判決コード30100008-0167, 明治15(1882)年5月13日判決。

行ノ所業アルニ非レハ能ハサルニ至ラン是レ法律ノ然サル所ナルヲ以テナリ」として、原告の請求を棄却した。

さらに、契約期間の上限を遵守していたことも判決からは窺える⁽³²⁾。東京地方裁判所1878年第01017号事件「雇人取戻之詞訟」⁽³³⁾は、原告が1876(明治9)年3月9日に雇人⁽³⁴⁾請状を受け取り、金10円50銭を被告へ渡して被告の長女つ祢を召し抱え、機織職に従事させていたところ、つ祢が1878年6月中に無断で被告方へ戻ったため、その引渡しを求めた訴訟である。被告の主張によれば、被告はつ祢が戻ったことを直に原告に連絡した上で、つ祢に対しても雇主である原告のもとへ戻るように説得したが、「過酷ノ使役」に耐え兼ねてどうしても戻らないと述べたために仕方がなかった、という。判決は原告の請求を棄却。その際に裁判所は、原告が「本訴証書ノ明文ニ基キ雇人つ祢ヲ取戻シ度旨要請スレトモ右つ祢ハ平常ノ雇人ナル旨原告自ラ陳述」しているの、明治5年太政官第295号公布により、そもそも契約期間が一カ年以上にわたる無効証書であるとした。

以上、いくつかの事例を紹介したが、より一般的にも、雇人取戻訴訟ではしばしば原告の請求が棄却されている。東京地方裁判所1883年第01001号「雇人取戻ノ訴訟」⁽³⁵⁾では、裁判所は「凡ソ勞力 - 賃貸ノ契約ニ於ケル其勞力者ニ於テ其業ニ堪ヘズト云ヒ竟ニ之ヲ為サズルニ於テハ其雇主タル者強テ之ヲ使役セントスルモ事ニ於テ為シ得ヘカラサルモノナルニ因リ為メニ生シタル損害ヲ要償スルニ止マルモノトス」と述べた上で、

(32) 通常の奉公人の場合、契約は1年を上限とするものとされていた(1872年太政官第295号布告)。

(33) 判決コード10100014 - 0004, 明治11(1878)年8月31日判決。

(34) 西村信雄前掲『身元保証の研究』65頁以下。明治3(1870)年12月24日太政官布第983号「諸官員ヲ始メ宮華族士族卒ニ至ルマテ請人証書無キ者ヲ雇使スルコト莫ラシム」とあり、雇人の雇入れにあたり確実な請人から「請状」をとっておくことが重要であった。

(35) 判決コード10100059-0400, 明治16(1883)年6月判決。

同事件も「到底其業ニ堪ヘズトテ原告ニ復歸スルヲ叙セサル上八原告八強テ取戻シテ使役スルヲ得サルモノトス」とし、原告の請求を棄却した。

以上みてきたように、明治前期の雇主・被雇用者関係は、身分関係・伝統的慣行を色濃く反映しており、請宿・請人が身元保証・損害補償を担うなど前時代の慣行を色濃く引き継いでおり、近代的な労使契約関係とは異なる側面が強い。しかし同時に注目してよいのは、判決の中から、明治政府の身分解放政策の徹底をみることができるといえる点である。裁判所に対して雇主が雇人の取戻しを求めたとしてもしばしば認められず、その請求の約半数が棄却されていたということは重要である。その際の論理は、判決の文言からも明らかなように「人身の自由」に求められていた⁽³⁶⁾のである。契約期間の上限を定めた規則もまた、実際に判決で適用されていた。さらに、雇人から雇賃請求(賃金支払請求)訴訟を提起する事件が頻発していた点も、明治政府の解放政策の一環として注目される。

おわりに

本稿では、明治前期の労働紛争のうち、未払い賃金を請求する「雇賃」「給金」等の訴えは、勧解や督促手続など裁判外手続と区裁判所の判決手続とによって主に解決が図られていたことを明らかにした。資本制生産下における労働者が未だ存在せず、集団労働紛争も少なかった時代に、個別の労働者が賃金支払請求を裁判所の裁判外手続等を利用しながら広

(36) 中林真幸「近代製糸業における労働市場と司法制度」(林屋礼二=石井紫郎=青山善充編『明治前期の法と裁判』信山社、2003年)273-274頁は、1890年代に入っても雇用契約履行請求訴訟において原告の請求が正当であると見なされれば、請求に従って労働者の就業もしくは損害賠償金の支払いを命ずる判決は言い渡されていたが、1899年以降になると労働者の就業を求める訴訟はみられなくなり、雇用契約不履行による損害賠償請求訴訟のみとなることを明らかにした。なお、裁判においては、明治初期から労働者が病氣療養によって働けない場合も契約期間に算定し前貸金返還を認めない慣行が成立しており、民法628条においても労働者が病氣の場合にはやむを得ない事情として契約の即時解除が認められていた。

汎に行っていたのである。また、「雇人」訴訟のうち、雇主側からの雇人取戻し（雇用契約履行請求）が認容されて判決によって実際に被告の就業が命じられることは多くはなく、前貸金（約定金）返還請求が認められたにすぎなかったことも明らかとなった。むろん、前貸金返還請求訴訟が認容された事例では同時に身代限処分も執行されることもあり、被告および被告家族にとって苛酷であったことは言うまでもないが、雇人の隷属性を否定した人身の自由の原則は下級審判決においても明確になっていたのである。⁽³⁷⁾

本稿は主に、雇主による裁判所利用（雇人取戻訴訟）の分析を試みたが、明治前期の近代化過程において労働者がどのように裁判所を利用したのかを、「雇賃」「給金（給料）」訴訟を通じて明らかにすることが今後の課題である。

[付記] 本稿は、2014年1月25日に名古屋大学で開催された法制史学会第71回中部部会（リール大学法学部司法史研究センター共催「日仏司法史シンポジウム」）における報告原稿を日本語訳し、加筆修正のうえ脚注を施したものである。

(37) 石川一三夫「明治期の町村自治に関する一視点 　むら有力者層と行政訴訟」(日本近代法制史研究会編『日本近代国家の法構造』木鐸社、1983年)126頁は、「法的紛争を分析する場合には、いかにそれがいわゆる前近代的な体質を色濃くまとうものであっても、そこに芽ばえる目的意識規範によって事実をのり越えようとする姿勢、たとえば法の主体的な解釈・運用　は、これをきちんと評価しなければならない」とする。1880(明治13)年～1882(明治15)年の大審院判決は祭礼差別事件判決において、たとえば「一視同仁権義均一之人民」という文言を用いて差別否定を行っていたことが明らかにされており(井ヶ田良治『日本法社会史を拓く』部落問題研究所、2002年、45-47頁)、本稿の事例もまたこの時期の裁判所が人権の尊重を重視していたということの証左となろう。民事判決を資料として利用し「法」の在り方を経年的に明らかにした法史学的研究として、山中永之佑『民事裁判の法史学　村と土地の裁判と法』(法律文化社、2005年)、牛尾洋也＝居石正和＝橋本誠一＝三阪佳弘＝矢野達雄『近代日本における社会変動と法』(晃洋書房、2006年)等がある。

【図表4】

本誌 整理 番号	簿冊番号 (判決コード)	内 番 号	判決裁判所	事 件 名	判決 年月日	結 果	備 考	被告属性	被告 代理人 有無
1	10000033	88	東京上等裁判所	雇人持去金及給金前貸要償 ノ訴訟 控訴	18790117	控訴棄却		扱帯金	雇主 [代人]
	10100013	271	東京裁判所	雇人持去り金及七給金前貸 要償ノ訴訟	18780819	一部認容		扱帯金	請償 [代言人]
	10100013	272	東京上等裁判所	雇人持去金及給金前貸要償 ノ訴訟 控訴	18790117	控訴棄却 (訴訟入費は控訴原告負担)		扱帯金	雇主 [代人]
2	10000043	105	東京上等裁判所	雇人賃金并前貸給金取戻 ノ一件 控訴	18800420	控訴棄却 (訴訟入費は原告負担)		前貸金	雇主 [代人]
	10100017	358	東京裁判所 (罰紙)	雇人賃金并前貸給金取戻ノ 詞訟	18790521	請求認容 (訴訟入費は被告)		前貸金	請償 なし
	10100017	359	東京上等裁判所	雇人賃金并前貸給金取戻ノ 一件 控訴	1880420	控訴棄却 (訴訟入費は原告負担)		前貸金	雇主 [代人]
3	10000107	134	東京控訴裁判所	雇人呼戻ノ控訴	18820617	控訴一部認容 (訴訟入費は各自)		雇人取戻	雇女の父 なし
4	10000115	96	東京控訴裁判所	雇人給料催促ノ詞訟 控訴	18821200	一部認容 (訴訟入費は各自)		賃金請求	雇男の兄 なし
5	10000202	3	東京控訴院	雇人引渡請求事件 控訴	18900529	控訴棄却(原審横浜始審、 訴訟入費は控訴人負担)		雇人取戻	雇男 (本人) なし
6	10000202	20	東京控訴院	雇人立追請求ノ訴訟 控訴	18901014	控訴棄却 (控訴人欠席のため)		雇人取戻	[代言人]
7	10100010	129	東京築地区 裁判所	雇人給料過渡並持去品償金 請求訴訟	18791220	請求認容 (訴訟入費は被告負担)		扱帯金	請償 なし
8	10100012	321	東京裁判所 (罰紙)	雇人給料取戻ノ訴訟	18780531	請求認容		前貸金	被告紹介 なし
9	10100014	4	東京裁判所 (罰紙)	雇人取戻ノ詞訟	18780831	請求棄却		雇人取戻	雇女の父 なし
10	10100014	121	東京裁判所 (罰紙)	雇人給料催促ノ詞訟	18790507	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)		賃金請求	本人→ 雇主 [代人]
11	10100022	143	東京裁判所	雇人取戻ノ訴訟	18791225	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)		雇人取戻	請人 [代人]
12	10100025	87	東京裁判所 (罰紙)	雇人引負金受印弁償ノ訴訟	18800408	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)		扱帯金	身元 引受人 [代人]
13	10100025	106	東京裁判所 (罰紙)	雇人取戻ノ訴訟	18800825	請求認容 (訴訟費用は被告負担)		雇人取戻	雇男 (本人) [代人]
14	10100026	501	東京裁判所 (罰紙)	雇人引戻シ契約履行ノ訴訟	18800731	一部認容(訴訟費用は萩野分 のみ原告負担、各自費)		雇人取戻	雇人 (=兄妹) なし
15	10100027	35	東京裁判所	雇人引戻シノ訴訟	18800913	請求認容 (訴訟費用は被告負担)		雇人取戻	雇男 (本人) [代人]
16	10100027	91	東京裁判所	雇人引戻契約履行ノ訴訟	18800910	一部認容 (訴訟入費は原告負担)		前貸金	雇女 (本人)+父 なし
17	10100027	238	東京裁判所	雇人足貴滞催促ノ訴訟	18800906	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)		賃金請求	本人→ 雇主 なし
18	10100029	131	東京裁判所 (罰紙)	雇人給金取戻ノ訴訟	18801228	一部認容(訴訟費用は各自)		前貸金	(請人) [代人]
19	10100032	127	東京裁判所	雇人給金前貸及尋入費 請求ノ訴訟	18810330	請求認容 (訴訟入費は被告負担)		前貸金	請人 (雇女家出) なし
20	10100033	438	東京裁判所	年季雇人呼戻ノ訴訟	18810624	一部認容 (訴訟入費は被告負担)		雇人取戻	雇男(本人) +家族 [代人]
21	10100034	184	東京裁判所	雇人給料取戻ノ訴訟	18810808	請求認容 (訴訟入費は被告負担)		前貸金	雇女の兄 なし
22	10100035	173	東京裁判所	年季雇人取戻ノ訴訟	18811107	請求棄却 (訴訟費用は原告負担)		雇人取戻	雇男の父 (三男) [代人]
23	10100035	440	東京裁判所	年季雇人取戻ノ訴訟	18811028	請求認容 (訴訟入費は被告負担)		雇人取戻	雇男の父 (長男) なし
24	10100035	499	東京裁判所	雇人前貸給料取戻ノ詞訟 身代限	18810025	請求認容 (訴訟入費は被告負担)		前貸金	(雇女行方 不明) なし

216 (120) 個別労働紛争と裁判所 (林)

25	10100036	548	東京始審裁判所	雇人呼戻シノ訴訟	18820206	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	雇人取戻	雇女の父	なし
26	10100039	320	東京始審裁判所	雇人呼戻ノ訴訟	18821129	請求棄却 (訴訟入費は各自弁)	雇人取戻	雇男の兄	なし
27	10100043	128	東京始審裁判所	雇人給料貸金道中入費 催促ノ訴訟	18820925	控訴認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	連借人	[代人]
	10100051	55	京橋区治安 裁判所(郵便)	雇人給料貸金道中入費 催促ノ訴訟	18820400	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	前貸金	連借人	[代人]
	10100050	0040 -01	四ツ谷区治安達 警罪裁判所(郵便)	雇人給金取戻ノ訴訟	18821206	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金		なし
29	10100051	46	京橋区治安達警 罪裁判所(郵便)	雇人前貸金弁償ノ訴訟	18820300	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	家族(雇人 逃亡中)	なし
30	10100054	80	日本橋区治安達警 罪裁判所(郵便)	雇人金円物品持逃代償 請求ノ訴訟	18820429	一部認容 (訴訟入費は各自弁)	携帯金	請人	[代言人]
31	10100054	115	日本橋区治安 裁判所	雇人持逃金請求ノ訴訟	18820500	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	携帯金	請人	なし
32	10100055	95	日本橋区治安 裁判所	雇人飯料請求ノ訴訟	18821031	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	請人	なし
33	10100057	25	本所区治安 裁判所(郵便)	雇人給金取戻シ弁償金催促 請求ノ訴訟	18821030	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	前貸金	雇女(本人) +請人	なし
34	10100057	232	本所区治安 裁判所(郵便)	雇人給金取戻ノ訴訟	18820921	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇男 (本人)	なし
35	10100059	63	東京始審裁判所	雇人契約履行之訴訟	18830531	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	雇人取戻	雇女の兄	[代人]
36	10100059	400	東京始審裁判所	雇人取戻ノ訴訟	18830600	請求棄却 (訴訟入費は各自弁)	雇人取戻	雇女 (母・娘)	なし
37	10100067	45	京橋区治安 裁判所	雇人給料前貸金取戻ノ訴訟	18830124	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	不明	なし
38	10100068	37	京橋区治安 裁判所(郵便)	雇人給料前貸及手数料 請求之訴訟	18830328	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	(雇女立 去り)	なし
39	10100077	197	東京始審裁判所	雇人食料請求ノ訴訟	18840630	控訴認容 (訴訟入費は被告負担)	弟子養料	弟子男の 父(長男)	なし
	10100079	55	芝区治安 裁判所(郵便)	雇人食料請求ノ訴訟	18840400	却下(出訴期限超過)	弟子養料	雇男の父 (長男)	なし
40	10100079	51	芝区治安 裁判所(郵便)	年季雇人前貸給金 取戻シノ訴訟	18840429	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇男の妹	[代人] 同居人
41	10100082	82	東京始審裁判所	雇人給料残金不渡請求事件 控訴	18851126	控訴棄却 (訴訟入費は控訴人負担)	貸金請求	本人→ 雇主	なし
42	10100105	60	芝区治安裁判所	雇人給金取戻ノ訴訟	18860527	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	前貸金	雇男の父	なし
43	10100118	416	東京始審裁判所	麦酒醸造雇人契約証書 取戻ノ訴訟	18880131	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	その他		[代言人]
44	10100147	91	東京始審裁判所	雇人給料前貸金請求ノ訴訟 事件	18880518	控訴棄却 (訴訟入費は控訴人負担)	前貸金	本人	なし
45	10100222	241	東京地方裁判所	営業妨害雇人各取消事件	18910629	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	その他	雇男	[代言人]
46	10100229	6	麹町区治安 裁判所	雇人給料請求ノ訴訟	18890422	一部認容 (訴訟入費は被告負担)	貸金請求	本人→ 雇主	[代人]
47	10100249	128	芝区治安 裁判所	雇人給料取戻之訴訟	18901021	一部認容 (訴訟入費は一部原告負担)	前貸金	請債	[代人]雇 人/雑業
48	10100251	37	芝区裁判所	雇人前貸給金取戻ノ訴訟	18901212	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	前貸金	請債	[代人]
49	10220010	348	小田原治安 裁判所	雇人給料取戻之訴訟	18831213	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金		なし
50	10220047	203	小田原治安 裁判所	雇人契約履行事件	18900613	身代限済方命令書	前貸金		なし
51	10300003	45	浦和治安裁判所	雇人給金及七反物売渡代金 催促ノ訴訟	18820600	身代限済方命令 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	本人	[代人]
52	10300003	101	浦和治安裁判所	雇人給金取戻ノ訴訟	18820900	身代限済方命令 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	本人	[代人]

53	10300004	183	浦和治安裁判所	雇人給料取戻ノ調訟	18821000	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	前貸金	雇男の父	[代人]
54	10300007	99	浦和治安裁判所	雇人給料取戻之訴	18840331	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	前貸金	請人	なし
55	10300007	131	浦和治安裁判所	雇人給金取戻ノ調訟	18840519	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	父 (長女)	なし
56	10300016	106	浦和治安裁判所	雇人給金取戻ノ調訟	18880524	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇女の父 (長女)	なし
57	10300016	180	浦和治安裁判所	雇人給金取戻之調訟	18880825	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金		なし
58	10300017	78	浦和治安裁判所	雇人給料取戻ノ調訟	18890509	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	本人	なし
59	10300017	214	浦和治安裁判所	雇人給金取戻調訟事件	18891225	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇女の父 (長女)(次郎)	なし
60	10300207	148	幸手区裁判所 (審紙)	雇人給金取戻ノ訴訟 身代限	18791031	身代限済方命令書	前貸金	雇(長男夫婦)の父	なし
61	10300209	142	熊谷裁判所 浦和支庁(審紙)	雇人給料及引当金請求ノ 調訟 身代限	18801100	身代限済方命令 (訴訟入費は分散金で償却)	前貸金	不明	なし
62	10300210	134	熊谷裁判所 浦和支庁(審紙)	雇人給金取戻ノ訴訟	18810420	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇男と その父	[代人] 父
63	10310001	32	越ヶ谷区裁判所	雇人給料取戻事件	18911002	一部認容 (訴訟入費は各自弁)	前貸金	保証人	なし
64	10310001	45	浦和区裁判所	雇人給金取戻事件	18910424	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇女の父	なし
65	10320010	10	川越治安裁判所	雇人引当金請求ノ訴訟	18870228	一部認容 (訴訟入費は各自弁)	前貸金	保証人	なし
67	10320010	50	川越治安裁判所	雇人前貸金催促ノ訴訟	18870430	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	本人	なし
68	10320012	72	川越治安裁判所	賃金催促及雇人給料取戻 ノ訴訟	18881203	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇女の父 (長女)	なし
69	10320015	23	川越区裁判所	雇人給料取戻訴訟	189012(26)	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金		なし
	10320015	0024 -01	川越区裁判所	雇人給料取戻ノ事件		訴訟入費五円三十五銭は 被告負担	前貸金		なし
70	10320016	121	川越治安裁判所	雇人給金取戻ノ調訟	18900731	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇男の父 (長男)	なし
71	10320016	134	川越治安裁判所	雇人給金取戻ノ調訟	18900315	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇女の母 (三女)	[代兼被 告]家族
72	10330016	7	熊谷区裁判所 本庄出張所	雇人給料取戻請求事件	18910128	請求認容(訴訟入費は9割 参加被告負担,1割被告負担)	前貸金	雇女(本人) と口入人	[参加 被告]
73	10330016	36	熊谷治安裁判所 本庄出張所	雇人給料取戻シノ訴訟	18900904	棄却(出訴期限超過)	前貸金		なし
74	10420025	56	木更津区裁判所	雇人給金並七職工料請求事件	18931020	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	賃金請求	原告孫→ 被告雇主	弁護士
75	10420067	21	千葉始審裁判所 木更津支庁	被雇人給料請求ノ調訟	18831030	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	前貸金	雇男の兄	[代人]
76	10430004	182	八日市場治安 裁判所	雇人給金取戻ノ訴訟	18820907	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇女 (本人)	なし
77	10430005	12	八日市場治安 裁判所(審紙)	雇人不動産給料取戻ノ訴訟		請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金		なし
78	10430005	186	八日市場治安 裁判所	雇人給金取戻ノ調訟	18830520	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	本人	なし
	10430010	16	千葉始審裁判所 八日市場支庁	雇人給金取戻之訴訟 控訴	18840229	控訴一部認容 (訴訟入費は各自弁)	前貸金	雇主	なし
79	10430005	222	八日市場治安 裁判所	雇人給金取戻ノ訴訟	18830600	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇女の父 (長女)	なし
	10430009	33	千葉始審裁判所 八日市場支庁	雇人給金取戻ノ訴訟 控訴	18830921	控訴棄却(訴訟入費は控訴 原告負担)	前貸金	雇主	[代人]
80	10430006	584	八日市場治安 裁判所	雇人給金取戻ノ調訟	18840814	請求認容(訴訟入費金七円 七十五銭は被告負担)	前貸金	請人	なし

218 (122) 個別労働紛争と裁判所 (林)

81	10430007 16	八日市場治安裁判所	年季雇人養育料請求ノ調訟	18850314	請求認容(訴訟入費金七円八十二銭は被告川島負担、被告石橋は自弁)	弟子養料 本人	[代人]
82	10430034 62	八日市場治安裁判所	雇人給料取戻ノ訴訟	18900918	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	なし
83	10510002 8	土浦区裁判所 (郵便)	雇人給金取戻シ一件	18780810	請求認容	前貸金 雇女の父 (次女)	なし
84	10510005 221	土浦治安裁判所	雇人給料取戻シノ調訟	18830428	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	なし
85	10510006 18	土浦治安裁判所	雇人給料取戻シノ調訟	18840214	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	なし
86	10510008 30	土浦治安裁判所	雇人給料取戻ノ訴訟	18860331	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	扱帯金 紹介人	なし
87	10510012 32	土浦治安裁判所	雇人換料取戻ノ訴訟	18900310	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	なし
88	10510012 138	土浦治安裁判所	雇人給料取戻ノ訴訟	18901008	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金 請人業	なし
89	10600419 13	栃木始審軽罪裁判所(郵便)	雇人給料催促ノ訴訟	18820300	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	賃金請求 本人→ 雇主	[代] 長男
90	10600419 0033-01	栃木始審軽罪裁判所(郵便)	雇人給料催促ノ調訟	18820700	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	賃金請求 原告兄→ 雇主	[代人]
91	10610039 34	栃木治安裁判所	雇人給料取戻ノ調訟	18861020	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金 本人	なし
92	10700006 56	熊谷裁判所前橋支庁(郵便)	雇人給料取戻ノ訴訟	18810627	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金 請人	[代言人]
93	10700022 121	前橋始審裁判所	雇人取戻ノ訴訟	18901015	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	雇人取戻 新雇主	なし
94	10700215 371	前橋治安裁判所(郵便)	雇人前貸給料取戻ノ調訟	18831129	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	前貸金 口入業	なし
95	10700221 100	前橋治安裁判所	雇人給料請求ノ訴訟	18881129	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	賃金請求	なし
96	10700397 17	太田区裁判所(郵便)	雇人引戻ノ訴訟	18810526	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	雇人取戻	なし
	10700397 18		雇人引戻ノ訴			雇人取戻	
97	10710084 29	高崎治安裁判所富岡出張所	雇人給料年数料請求及雇給金違約ノ調訟事件	18900704	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	賃金請求	なし
98	10900005 214	甲府始審軽罪裁判所	被雇人取戻調訟	18821010	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	雇人取戻 親族	なし
99	10910002 120	谷村治安裁判所(郵便)	雇人給料取戻訴訟	18830209	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	[代人]
100	10910002 301	谷村治安裁判所	雇人給料取戻ノ調訟	18830425	請求認容(訴訟入費は被告舟木負担、被告稀代分は原告負担)	前貸金	なし
101	10910006 29	谷村治安裁判所	雇人給料取戻催促ノ訴訟	18850425	一部認容 (訴訟入費は各自弁)	前貸金 雇女の父	[代人]
102	10910008 36	谷郷治安裁判所	雇人給料取戻ノ訴訟	18871024	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	なし
103	11020013 109	松本治安裁判所	雇人違約金取戻ノ訴訟	18900709	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	なし
104	11110001 122	三条区裁判所	雇人給料差引残金取戻之訴訟	18910603	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金 雇男の父 (長男)	なし
105	20000022 69	大坂上等裁判所	雇人日給請求之控訴	18790331	控訴一部認容 (訴訟入費は各自弁)	賃金請求	[代人]
106	20100012 28	大坂裁判所	雇人約定履行之調訟	18790523	請求認容(被告は病氣伏気後、契約通り満一年の雇使を受けること)	雇人取戻 本人	[代人]
107	20100019 57	大坂裁判所	雇人月給請求ノ訴訟	18800506	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	賃金請求 本人→ 雇主	[代人]
108	20100027 53	大坂裁判所(郵便)	日雇人養育料立ノ訴訟		請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	弟子養料	[代言人]
109	20100035 26	大坂始審裁判所	弟子雇人約定履行之訴訟	18820901	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	雇人取戻 雇男の父 (長男)	なし

110	20100036	143	大阪始審裁判所	雇人引戻ノ訴訟 身代限	18821031	一部認容(訴訟入費は被告負担)引戻しは認めず、給料の身代限による返済命令	雇人取戻	なし
111	20100038	119	天王寺治安裁判所	雇人給金催促ノ訴	18821007	請求棄却(訴訟入費は原告負担)	前貸金 本人	なし
112	20100047	16	天王寺治安裁判所	雇人給料先貸金請求ノ訴	18830100	請求認容(訴訟入費は被告負担)身代限済方命令	前貸金	[代人]
113	20100047	212	天王寺治安裁判所	雇人先貸金取戻ノ訴	18830417	請求認容(訴訟入費は被告負担)	前貸金	なし
114	20100052	97	本田治安裁判所	雇人籍料取戻ノ訴	18820421	請求認容(訴訟入費は被告負担)	前貸金	なし
115	20100053	265	大阪始審裁判所	縫職教授兼雇人約定履行之調訟	18830330	請求認容(訴訟入費は被告負担)安田3名負担)	雇人取戻 被告長男・妻その他	[代人]
116	20100054	139	大阪始審裁判所	農稼雇人不動引戻シ請求之調訟	18830427	請求認容(訴訟入費は被告負担)	雇人取戻 本人	なし
117	20100055	199	大阪始審裁判所	雇人引戻ノ調訟	18830615	請求棄却(訴訟入費は原告負担)	雇人取戻	[代人]
118	20100056	121	大阪始審裁判所	雇人依託品消費損害要償ノ訴訟 身代限	18830714	請求認容(訴訟入費は被告負担)身代限済方命令	扱帯金	なし
119	20100057	35	大阪始審裁判所	雇人引戻ノ訴	18830915	請求認容(訴訟入費は被告負担)	雇人取戻 本人+家族	なし
120	20100057	163	大阪始審裁判所	雇人引戻シ調訟	18831025	請求認容(訴訟入費は被告負担)	雇人取戻 本人+妻	[代人]
121	20100059	12	大阪始審裁判所	雇人引受約定履行ノ調訟	18831105	請求認容(訴訟入費は被告負担)	前貸金 雇男(本人)	なし
122	20100065	37	中之島治安裁判所	雇人引契契約履行ノ調訟	18830700	請求棄却(訴訟入費は原告負担)	扱帯金 請人	なし
123	20100065	205	中之島治安裁判所	雇人貸金取戻ノ訴訟	18830900	請求認容(訴訟入費は被告負担)	前貸金 雇男(本人)	なし
124	20100069	111	大阪始審裁判所	雇人給金取戻及損害要償ノ調訟	18840100	請求認容(訴訟入費は被告負担)	扱帯金 雇男の父(三男)	なし
125	20100074	399	中之島治安裁判所	雇人貸金取戻ノ訴	18840418	請求認容(訴訟入費は被告負担)	前貸金 雇男(本人)	なし
126	20100119	80	若松町治安裁判所	雇人給料立換金請求ノ訴訟	18900329	請求認容(訴訟入費は被告)チヨ負担、イヨ分は原告負担)	前貸金 紹介者→本人	なし
127	20200014	160	京都裁判所(郵紙)	雇人取戻ノ調訟	18810826	請求認容(訴訟入費は被告負担)	雇人取戻 雇女の父	[代人]
128	20200021	73	京都始審裁判所	雇人取戻ノ調訟	18820922	請求認容(訴訟入費は被告負担)	雇人取戻 雇女の兄	[代人]
129	20200022	3	京都始審裁判所	雇人引戻ノ訴訟	18821104	請求認容(訴訟入費は被告負担)	雇人取戻 雇女の父(代人は妻=母)	[代人]
130	20200037	55	京都始審裁判所	雇人引受実行ノ調訟	18900117	請求棄却(訴訟入費は原告負担)	雇人取戻 身元引受人	[代人]
131	20200320	89	京都治安裁判所	雇人給米貸金請求ノ調訟	18831016	請求認容(訴訟入費は被告負担)	前貸金 雇女(本人)	[代人]
132	20300025	12	神戸始審軽罪裁判所(郵紙)	常雇人不動ノ訴訟	18830000	請求棄却(訴訟入費は原告負担)	雇人取戻 雇男の父(次男)	[代兼]
	20300025	11	神戸始審軽罪裁判所(郵紙)	常雇人不動ノ訴訟	18830000	請求棄却(訴訟入費は原告負担)	雇人取戻 雇男の父(長男)等	[代兼]
133	20300042	7	神戸始審裁判所	雇人給料取戻シノ控訴	18880131	和解(済口書に裁判所印)	前貸金	なし
134	20350007	82	姫路区裁判所	雇人喚戻請求ノ調訟	18901127	請求認容(訴訟入費は被告負担)	雇人取戻 雇男(本人)	なし
135	20350112	17	社区裁判所	雇人損料日分米滞請求事件	18910204	請求認容(訴訟入費は被告負担)、執行正本付与	前貸金 雇男(本人)	なし
136	20350112	24	社区裁判所	男雇人貸金先貸取戻事件	18910307	請求認容(訴訟入費は被告負担)、執行正本付与	前貸金	なし
137	20350112	36	社区裁判所	糞糞技術雇人給料及損害要償請求ノ訴訟	18910402	請求棄却(訴訟入費は各自弁)	前貸金 雇男(本人)	なし
138	20350112	80	社区裁判所	雇人給金先貸取戻事件	18910707	請求認容(訴訟入費は被告負担)	前貸金 雇人の父	なし

220 (124) 個別労働紛争と裁判所 (林)

139	20350112	89	社区裁判所	雇人給金先貸金取戻事件	18910912	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇人の父	なし
140	20350112	96	社区裁判所	女雇人々ヶ年貸金先貸約定期間履行事件	18910924	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇女の父 (四女)	なし
141	20350112	118	社区裁判所	雇人給料取戻及貸金事件	18911020	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金		なし
142	20350112	141	社区裁判所	雇人給金取戻事件	18911128	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇男の父 (長男)	なし
143	20410046	52	松山区裁判所	雇人給金取戻シ請求ノ訴	18910622	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇女の父 (長女)	なし
144	20410046	164	松山区裁判所	雇人給料取戻請求ノ訴	18930612	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇女の 息子	なし
145	20450003	39	五条治安 裁判所(郵便)	雇人先貸金取戻之訴	18830331	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇男 (本人)	なし
146	20450003	45	五条治安 裁判所(郵便)	雇人先貸給金取戻ノ訴	18830417	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	紹介人	なし
147	20450003	90	五条治安 裁判所(郵便)	雇人先貸金取戻ノ調訟	18830731	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金		なし
148	30100008	167	名古屋始審 裁判所	雇人立戻リ請求ノ調訟	18820513	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	雇人取戻	弟子(雇人) の家族	なし
149	30100394	124	一宮治安裁判所	年季雇人ノ不務ニ付約定金 請求ノ訴訟	18880604	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇男 (本人)	なし
150	30110001	117	名古屋区裁判所	雇人給金取戻ノ調訟	18811115	請求認容(訴訟入費は 被告負担)利子減額	前貸金	本人	[代人]
151	30300013	92	名古屋裁判所 岐阜支庁(郵便)	雇人約定違変ノ訴	18791029	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	本人+ 家族	なし
152	30300019	85	名古屋裁判所 岐阜支庁(郵便)	雇人取戻之訴	18811107	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	雇人取戻	雇男 (本人)	なし
153	30300023	156	岐阜始審 裁判所	年季雇人出勤請求ノ調訟	18831129	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	雇人取戻	雇男・女 (本人)	[代人]
154	30300028	75	岐阜始審 裁判所	年季雇人引戻ノ訴訟	18880630	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	雇人取戻	雇男・女 (本人)(親子)	なし
155	30300172	166	岐阜治安 裁判所	雇人給金前貸取戻請求ノ調訟	18881000	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇女の父	なし
156	40140019	10	尾道区裁判所	雇人代人差立方請求ノ調訟	18901125	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	雇人取戻 +前貸金	雇男 (本人)2名	なし
157	40300006	295	岡山治安裁判所	雇人給金取戻ノ調訟	18871206	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇男の父 (長男)	なし
158	40300222	371	神戸裁判所岡山 支庁(郵便)	鉱山坑夫雇人給料及七諸 入費請求ノ訴訟	18781203	請求認容	貸金請求	本人→ 雇主	[代言人] [代人]
159	40400011	53	鳥取始審裁判所	雇人前給金取戻ノ控訴	18830720	控訴棄却 (訴訟入費は控訴原告負担)	前貸金	雇女の養兄 (姉の夫)	[代人]
	40420006	152	鳥取治安 裁判所(郵便)	雇人支給金取戻ノ訴訟	18830628	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	前貸金	雇女の養兄 (姉の夫)	なし
160	50190016	12	小倉治安裁判所 芦屋出張所	雇人給前貸金取返ノ訴訟	18900203	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇男 (本人)	なし
161	50200007	113	長崎裁判所 佐賀支庁(郵便)	雇人代人請求之訴訟	18791003	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	雇人取戻 +前貸金	雇男 (本人)	なし
	50200008	73	長崎裁判所 佐賀支庁(郵便)	雇人代人請求之訴訟	18800320	同年3月26日迄に執行せよ との命令書	雇人取戻 +前貸金	雇男 (本人)	なし
	50200009	31	長崎裁判所 佐賀支庁(郵便)	雇人代人請求執行ノ訴訟	18801227	請求認容 (訴訟入費は被告文八の負担)	雇人取戻 +前貸金	雇男 (本人)	なし
162	50200017	96	佐賀始審軽罪 裁判所(郵便)	雇人取戻ノ調訟	18831226	却下(不受理)	雇人取戻	不明 (男)	なし
163	50600292	432	熊本始審軽罪 裁判所(郵便)	雇人前給金取戻ノ調訟	18820805	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	前貸金	不明 (女)	[代人]
164	60220002	4	福島始審裁判所 白河支庁	雇人違約ニ付貸金催促ノ訴訟	18840328	控訴棄却 (訴訟入費は控訴原告負担)	前貸金	雇主	[代人]
	60220023	47	白河治安裁判所	雇人違約ニ付貸金催促ノ訴訟	18840508	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇男の父 (長男)	なし

165	70400002	4	根室始審裁判所	日雇人夫賃金并二物品借用 賃請求ノ訴訟	18890319	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	賃金請求	請負業	[代人] 大工職
166	70000008	28	函館控訴院	日雇人夫賃金并二物品借用 賃金請求ノ件 控訴	18890730	控訴棄却 (訴訟入費は控訴原告負担)	賃金請求	請負 契約者	[総理代 人]
167	70200093	7	函館治安裁判所	雇人弁償金請求ノ事件	18830521	棄却 (訴訟入費は原告負担)	前貸金	不明	なし
168	70200100	327	函館区裁判所	雇人給料取戻請求訴訟事件	18911014	棄却 (訴訟入費は原告負担)	前貸金	請宿	なし
169	80100182	485	高松治安裁判所 滝宮出張所	雇人給料取戻シノ訴訟	18900115	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇男の父 (長男)	なし
170	80200014	21	高知裁判所 徳島支庁(舊紙)	雇人前給金取戻ノ訴訟 身代限	18780501	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇男の父 (次男)	なし
171	80200022	74	高知裁判所 徳島支庁	雇人給料取戻ノ訴訟	18800202	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇男の兄	[代人]
172	80200027	41	高知裁判所 徳島支庁(舊紙)	雇人給金取戻之訴訟	18801211	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇男 (本人)	なし
173	80200028	57	高知裁判所 徳島支庁(舊紙)	雇人給金取戻シノ訴訟	18810120	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	不明	[代人]
174	80200029	146	高知裁判所 徳島支庁(舊紙)	雇人呼戻シ約定履行之調訟	18810319	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	雇人取戻	保証人	[代人] (女)
175	80200031	26	高知裁判所 徳島支庁(舊紙)	雇人給料前貸金取戻シ之調訟	18810507	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	雇男 (本人)	[代人] 母
176	80200034	155	高知裁判所 徳島支庁(舊紙)	雇人約定取戻ノ訴	18810800	請求認容 (訴訟入費は各自弁)	前貸金	引受人	なし
177	80200034	164	高知裁判所 徳島支庁	雇人約定金取戻ノ訴	18810830	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	引受人	なし
178	80200039	32	徳島始審裁判所	雇人引戻ノ訴訟	18820100	請求棄却 (訴訟入費は各自弁)	雇人取戻	雇男 (本人)	なし
179	80200039	106	徳島始審裁判所	雇人引戻ノ調訟	18820707	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	雇人取戻	引受人	[代人]
180	80200183	49	高知裁判所 徳島支庁(舊紙)	雇人違約二付貸金取戻ノ訴	18771004	一部認容	雇人取戻	雇男の父 (長男)	[代人] 妻
181	80200185	119	高知裁判所 徳島支庁(舊紙)	雇人不動ノ訴	18780302	一部認容	雇人取戻	雇女の父	[代人] 妻
182	80200187	20	徳島始審軽罪 裁判所(舊紙)	雇人給金取戻シ調訟	18830528	請求認容 (訴訟入費は被告負担)	前貸金	不明	[代人]
183	80230001	14	脇町治安裁判所	雇人給料請求ノ訴訟	18891030	請求棄却 (訴訟入費は原告負担)	前貸金	雇男 (本人)	[代言人]
184	80300009	91	高知裁判所	雇人取戻ノ訴訟	18790500	請求棄却 (訴訟入費は被告負担)	雇人取戻	雇女の夫	[代人]
185	80400212	30	松山始審裁判所	雇人給料請求ノ訴訟事件	18880731	控訴認容 (訴訟入費は被控訴者負担)	賃金請求	本人→ 雇主	[代人]
186	80420004	45	大洲治安裁判所	雇人給料請求ノ訴訟	18880319	請求認容 (訴訟費用は各自弁)	賃金請求	本人→ 雇主	なし
187		0040 -03		雇人給金取戻ノ儀			その他	不明	
188	50600328	143	熊本区裁判所	雇人受宿取締規則違反事件 ノ公訴	18910112	科料	その他 (規則違反)	請宿	
189	50600328	144	熊本区裁判所	雇人請宿取締規則違反事件	18910129	科料	その他 (規則違反)	請宿	
190	50600328	145	熊本区裁判所	雇人請宿取締規則違反事件	18910129	科料	その他 (規則違反)	請宿	
191	50610009	74	八代区裁判所	改正雇人盗家長財物律	18790600		その他 (規則違反)	不明	
192	10000071	32	東京上等裁判所	雇人引戻シ控訴	18801200	和解成立による控訴解訴届	雇人取戻		[代人]
193	10100050	0040 -02		雇人給金取戻ノ儀			前貸金		